

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第三十八号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「健康保険法」を「徳島県立中央病院又は徳島県立三好病院において健康保険法」に、「次に掲げる病院の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「五千五百円」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「徳島県立中央病院」の下に「又は徳島県立三好病院」を加える。

附則

この条例は、令和二年十月一日から施行する。